

平成27年4月1日

レセプト情報等の提供に関するガイドライン改正に伴う有識者会議申し合わせ事項

平成27年4月1日付けの「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の改正により、ガイドライン第6の7において、都道府県が医療法に基づき医療計画の策定のために利用する場合は、レセプト情報等の提供に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）の審査を省略することができるとしたところであるが、この運用については、下記の通りとする。

記

- 1 都道府県から医療法に基づき医療計画の策定に利用するとして提供依頼申出書が提出された場合、事務局において申出内容を確認のうえ必要に応じて有識者会議審査分科会の座長（以下、「座長」という。）と相談を行う。
- 2 座長と事務局との相談に基づき審査が必要と認められた場合は、有識者会議審査分科会の臨時開催若しくは有識者会議開催要綱4（3）に基づいた対応を行う。